

3. 規約 豊橋技術科学大学協力会規約

- (目的)
第 1 条 本会は豊橋技術科学大学に協力するとともに相互の連繫を密にし、地域社会の発展に資することを目的とする。
- (名称)
第 2 条 本会は豊橋技術科学大学協力会と称する。
- (事業)
第 3 条 本会は第 1 条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 大学の行事に協力する。
2. 大学の施設の充実に協力する。
3. 大学の研究に協力する。
4. 大学の学生受入に協力する。
5. その他本会の目的達成に必要な事業
- (会員)
第 4 条 本会は事業の主旨に賛同するつぎの会員をもって組織する。
1. 豊橋商工会議所の会員
2. 豊橋青年会議所の会員
3. その他本会の主旨に賛同する者
4. 大学で推薦する学識経験者
- (事務局)
第 5 条 本会の事務局は豊橋商工会議所に置く。
- (役員)
第 6 条 本会に下記の役員を置く。役員の任期は 2 年とし重任を妨げない。
なお、補欠選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。
会長 1 名
副会長 2 名以内
理事 2 0 名以内 (内常任理事若干名)
監事 2 名
- (役員の職務)
第 7 条 会長は本会を主宰し、各会議の議長となる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
3. 理事は重要事項を審議し、これを処理する。
4. 常任理事は会長、副会長の命を受け庶務を掌る。
5. 監事は本会の会計を監査する。
- (役員の選任)
第 8 条 本会の役員は総会に於いて会員中より理事及び監事を選任する。
2. 理事の互選によって会長、副会長を定める。
3. 欠員を補充する時もこれに準ずる。
- (顧問、参与)
第 9 条 本会に顧問及び参与を置く。
2. 顧問及び参与は役員の推薦で会長が委嘱する。
3. 顧問及び参与は会長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べる事が出来る。
- (総会)
第 10 条 本会の総会は定時総会と臨時総会の 2 種とし、総会は会長がこれを招集し、議長となる。
2. 定時総会は毎年 4 月に開催し、臨時総会は必要の時にこれを開催する。
- (理事会)
第 11 条 理事会は必要の都度会長がこれを招集し、本会の総会に上程する議案及び重要事項を決する。
- (議事)
第 12 条 本会の議事は出席者の過半数で決定する。可否同数の時は議長が決める。
- (分科会)
第 13 条 本会に分科会を組織することが出来る。組織及び運営については、理事会においてこれを定める。
- (会計年度)
第 14 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終る。
- (経費)
第 15 条 本会の経費は会費、寄附金その他の収入をもって充てる。
2. 会費の分担額、徴収の時期方法その他必要な事項は、総会の議決でこれを定める。
- (その他)
第 16 条 本規約に定めるもの他必要な事項は理事会に於いてこれを定める。
附 則 1. この規約は昭和 5 3 年 9 月 1 8 日から始める。
1. 昭和 6 3 年 5 月 2 6 日一部改正